

海外展開支援事業費補助金(一般枠)交付要領

海外展開支援事業費補助金(一般枠)(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第1条 海外展開支援事業(一般枠)(以下「補助事業」という。)は、中小企業者及び事業組合等(以下「事業実施主体」という。)が行う海外展開活動(輸入のみの事業内容を除く)に対し、その経費の一部を助成することにより、海外取引の拡大に資することを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、前条の目的に資するため、別表1に掲げる事業(以下「対象事業」という。)から構成する。事業実施主体は、対象事業毎に定めた別表1に掲げる利用条件の範囲内で、複数の対象事業を実施することができる。

2 補助事業の実施期間及び補助率、補助限度額は次のとおりとする。

- (1) 実施期間 交付決定通知があった日から当該年度の3月31日まで。ただし、申請から交付決定前に着手の届出を行った場合は、当該年度の4月1日以降でかつ同届出記載の着手予定年月日から当該年度の3月31日まで。なお、届出前に完了している事業は対象とはならない。
- (2) 補助率 2分の1以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- (3) 補助限度額 80万円を上限とする。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、次のいずれかに合致するものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者。ただし、前記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する中小企業者は、「みなし大企業」とし、対象としない。
 - ア 発行済株式の総額又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総額又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 前号に規定する者が構成するグループ。ただし、対象事業のうち、「(7)海外拠点新設事業」は除く。
- (3) 法律に基づき組織された組合又は組合連合会で、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの。ただし、対象事業のうち、「(7)海外拠点新設事業」は除く。

2 前項で規定する事業実施主体は、次の各号に掲げる事項の全てに合致するものとする。

- (1) 秋田県内に本社又は事業所があり、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。ただし、訪日観光客の誘致を目的とし、サービス・商品の消費が国内に限定される事業を行うものは除く。また、対象事業のうち、「(7)海外拠点新設事業」は、秋田県内に本社があるものとする。

(2) 次の欠格事項に該当していないこと。

ア 国税又は地方税の滞納がある者（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てている者を除く。）

イ 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接投資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っている者（ただし、県又は公的金融機関等が認めた返済計画を立てている者を除く。）

ウ 補助事業の実施にあたって、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者。

エ 申請事業者の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

(3) 補助事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。

(4) 本補助金の交付回数が令和4年度以降、通算3回を超えないこと。

3 第1項第2号に規定するグループが事業を実施する場合は、全ての構成員が第2項を満たしているものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2及び別表3に掲げる「補助対象経費」とする。

2 補助対象経費については、国、県及び市町村の他の補助金の交付を受けているものを除く。

(補助金交付申請の添付書類)

第5条 要綱第2条第2項に定める補助金等交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 事業実施計画書（様式第1号）

(3) 海外展開の実績及び今後の事業計画（様式第2号）

(4) 誓約書（様式第3号）

(5) 直近2期の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

(6) 定款の写し及び履歴事項全部証明書（原本）。なお、個人事業者の場合は個人事項証明書（原本）。

(7) 会社案内等事業者の概要が分かるもの

(8) 補助対象経費の積算根拠となる資料

2 第3条第1項第2号に規定するグループが事業を実施する場合は、構成員の中から代表者を選定し、代表者名で申請するものとする。代表者は、前項の書類とともに、「グループの構成等について」（様式第4号）を添付するものとする。前項の書類のうち、(3)及び(5)については、他の構成員のものも添付するものとする。

(交付決定前着手届)

第6条 要綱第5条に規定する交付決定前着手届を提出した場合は、同着手届の提出日以降、交付決定前に発注、支払等を行った経費についても補助対象とする。

(補助金交付申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付申請をした者が、補助金等の交付の決定を受ける前に、申請を取り下げる場合は、「補助金等交付申請取下届」（様式第5号）を提出するものとする。

（補助事業者の選定）

第8条 補助事業者は、別に定める審査委員会が選定する。

2 前項の審査結果に基づき、知事は財務規則第248条に規定する補助金等の交付の決定をするとともに、不採択となった申請者に対しても、その旨を通知するものとする。

（補助金交付の条件等）

第9条 要綱第3条第3項に定める知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。

事業対象国・地域、取扱商品など事業の基本部分に関わる変更で、かつ事業目的及び内容に重大な影響を及ぼす変更がある場合は、予め知事の承認を受けること。

（実績報告）

第10条 要綱第7条第2項第3号に定める補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- （1） 事業実績書（様式第6号）
- （2） 費用明細書（様式第7号）
- （3） 写真、成果品、日報など事業実施状況を示す書類
- （4） 支払伝票、帳簿、預金通帳など経費の支出状況を示す書類

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（要綱第3条第1項第2号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、要綱第4条第1項の例により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の増額変更は行わないものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度から、5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 財務規則、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。これに伴い、海外展開支援事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 2 海外展開支援事業費補助金交付要綱第14条の規定は、本要領第11条に引き継ぐものとする。
- 3 海外展開支援事業費補助金交付要綱第15条の規定は、秋田県産業労働部商業貿易課補助金交付要綱第10条に引き継ぐものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

別表 1

対象事業区分	主な事業内容	利用条件
(1) 見本市等出展事業	国際的な見本市、商談会、物産展等へ出展し、商談等を行う（商談会等を主催する場合を含む）。	
(2) 海外現地調査事業	海外販路開拓のため現地市場調査を行う。	・他の対象事業と組み合わせて実施すること（商談を伴う場合は単独実施可）。
(3) 商品改良事業	輸出向け商品の改良や試作品製作を行う。	
(4) 証明書等取得事業	輸出に必要な各種検査・証明書等を取得する。	・取得が必要な理由を明確にすること。
(5) 海外向けPR資料作成事業	会社や製品を外国語で海外へ広く周知するための資料作成を行う。	
(6) バイヤー等招へい事業	海外のバイヤー等を招へいし、商談や視察を実施する。	・商談を伴う事業とし、視察のみは対象外とする。 ・新規取引先開拓又は販路拡大を目的とするものであること。
(7) 海外拠点新設事業	海外に拠点事務所 ^{※1} を開設する。	・県産品の販路拡大を目的とし、販路開拓、業務展開、海外企業との連携等の取組を行うものであること。 ・補助金交付年度から2カ年度以内に法人登記を行うよう努めること。 ・海外製品の輸入を主たる目的としないこと。 ・海外拠点の開設が、本社の移転や県内での雇用の減少を伴うものでないこと。
(8) 海外オンラインビジネス事業	国際的なオンライン展示会などへの出展や海外とのオンライン商談、海外ECサイト ^{※2} を活用した商取引等を行う。	

※1 連絡事務所、代表者事務所、支店、現地法人、合弁法人。

※2 海外に向けて製品・商品を販売することを目的とするインターネット通販サイト。

別表 2

対象事業	補助対象経費	補助対象経費の内容
(1) 見本市等出展事業	出展経費	会場（ブース）使用料（光熱水費含む）、参加料（出展料）、会場（ブース）装飾費、会場販売等補助員費※ ¹ 、広告費、サンプル代等。
	輸送経費	海外輸送費、保険料、通関費用、各種検査料、証明書等取得費、国内輸送費等。
	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
	外国語版資料等作成及び翻訳費	見本市等出展に係るリーフレット等の資料作成・印刷費、翻訳費等。
	旅費※ ³	補助事業に直接従事する者の海外出張に要する居住地発着の一連日程に係る宿泊費、交通費、査証取得代及び旅行保険料等。
(2) 海外現地調査事業	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
	旅費※ ³	補助事業に直接従事する者の海外出張に要する居住地発着の一連日程に係る宿泊費、交通費、査証取得代及び旅行保険料等。
(3) 商品改良事業	研究開発費・パッケージ改良費	商品を海外仕様に変更するために必要な経費とする。試作品原材料費、デザイン料、翻訳費、専門家等に対する委託費及び謝金等。
(4) 証明書等取得事業	各種検査・証明書等取得費	各種検査・証明書等取得にかかる手数料、検査料等。
(5) 海外向け P R 資料作成事業	海外向け P R 資料作成費	外国語版会社・製品パンフレット作成費、外国語版ホームページ構築費※ ² 、翻訳費、専門家等に対する委託費及び謝金等。

(6) バイヤー等招へい事業	旅費※ ³	事業に直接関係する海外からの招へい者の居住地発着の一連日程に係る宿泊費及び交通費。日本国内からの招へい者は対象外。
	会場経費	商談会会場使用料、会場装飾費等。
	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
(7) 海外拠点新設事業	旅費※ ³	補助事業に直接従事する者の海外出張に要する居住地発着の一連日程に係る宿泊費、交通費、査証取得代及び旅行保険料等。
	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金及び旅費等。
	翻訳費	事業遂行に必要と認められる文書の翻訳費用等。
	手数料	法人登録手数料、営業許可証取得費用等。
(8) 海外オンラインビジネス事業	出展経費	オンライン展示会等参加料(出展料)、サンプル代等。
	輸送経費	海外輸送費、保険料、通関費用、各種検査料、証明書等取得費、国内輸送費等。
	通訳費	事業遂行に必要と認められる通訳に対する謝金等。
	外国語版資料等作成及び翻訳費	オンライン展示会等出展に係る電子パンフレット等の資料作成、翻訳費等。
	E Cサイト構築費	コンテンツ制作費、翻訳費、写真・動画撮影費等。
	海外E Cサイト出店費	出店時初期費用、月額出店料(申請初年度3ヶ月に限る)等。
	広告費	事業遂行に必要と認められる制作費等。
	専門家等へのコンサルティング費	事業遂行に必要と認められる専門家等に対する委託費、謝金、旅費等。

※1 現地での手配を想定し、現地交通費及び日当が対象。

※2 自社ホームページ日本語版の新規構築費及び既存のものに係るメンテナンス料は対象外。

※3 旅費について

- ・効率的かつ経済的な手段で、事業遂行に必要な最小限の人数に係る旅費を補助対象とする。
- ・旅費のうち、交通費及び宿泊費については、証拠書類による金額又は別表３に定める基準額のいずれか低い方とする。
- ・民泊や高級（格付け最上級）ホテルの宿泊費は補助対象としない。
また、宿泊人数に応じた客室とし、スイート（セミスイート／ジュニアスイートを含む）やエグゼクティブ等の高級な客室の宿泊費は補助対象としない。
- ・旅券取得費用、食費及び日当は補助対象としない。
- ・自家用車・社用車等の利用に係る燃料費は補助対象としない。

別表３

一人当たりの旅費（交通費・宿泊費）基準額

単位：円

地域	国・地方	交通費※	宿泊費
		（往復）	（１泊）
国内	東北（県外）	22,000	11,000
	北海道・関東	55,000	14,000
	中部・近畿	77,000	14,000
	中国・四国・九州	110,000	12,000
東アジア	韓国	143,000	22,000
	中国（華北・東北）	154,000	13,000
	中国（華東・華中）	143,000	14,000
	中国（華南）	176,000	23,000
	中国（西北・西南）	231,000	8,000
	台湾	187,000	16,000
	モンゴル	198,000	11,000
東南アジア	タイ	220,000	7,000
	ベトナム	209,000	6,000
	シンガポール	198,000	22,000
	フィリピン	198,000	9,000
	インドネシア	231,000	7,000
	カンボジア	275,000	7,000
	マレーシア	231,000	8,000
	その他の国	253,000	6,000
南アジア	インド	264,000	12,000
	その他の国	319,000	8,000
オセアニア	オーストラリア	231,000	26,000

	その他の国	352,000	15,000
欧州・C I S	英国	726,000	26,000
	フランス	715,000	26,000
	ドイツ	726,000	18,000
	イタリア	715,000	22,000
	フィンランド	715,000	13,000
	その他の国	715,000	22,000
北米	米国（北東部）	561,000	34,000
	米国（中西部）	539,000	24,000
	米国（南部）	556,000	30,000
	米国（西部）	517,000	26,000
	カナダ	418,000	23,000
中南米	ブラジル	418,000	18,000
	アルゼンチン	517,000	12,000
	その他の国	451,000	12,000
中東	アラブ首長国連邦	858,000	17,000
	サウジアラビア	440,000	15,000
	その他の国	594,000	15,000
アフリカ	エジプト	616,000	9,000
	エチオピア	550,000	9,000
	その他の国	649,000	10,000

※ 交通費は、秋田県域からの鉄道賃、航空賃及び船賃の合計を示す。